○厚生労働省告示第百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
TCM健康保険組合	ユニキャリア健康保険組合	平成二十五年四月一日
山日ワイビーエス健康保険組合	山日YBS健康保険組合	平成二十五年四月一日

○厚生労働省告示第百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
東京電力健康保険組合	東京都千代田区内幸町一丁目一番三号	平成二十五年四月一日
	栃木県宇都宮市馬場通り一丁目一番十一号	
	群馬県前橋市本町一丁目八番十六号	
	茨城県水戸市南町二丁目六番二号	
	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目十四番二号	
	千葉県千葉市中央区富士見二丁目九番五号	
	神奈川県横浜市中区弁天通一丁目一番地	
	山梨県甲府市丸の内一丁目十番七号	
	静岡県沼津市大手町三丁目七番二十五号	
日生協健康保険組合	宮城県仙台市青葉区二日町十三番十八号	平成二十五年四月一日
カネボウ健康保険組合	福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目三番十一号	平成二十五年四月一日
石原産業健康保険組合	東京都港区海岸三丁目二十番二十号	
	三重県四日市市石原町一番地	平成二十五年四月一日

○厚生労働省告示第百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
あずさ健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町一番八号	東京都新宿区揚場町一番二十一号	平成二十四年十二月十七日
朝日新聞健康保険組合	従たる事務所	大阪府大阪市北区中之島三丁目二番四号	大阪府大阪市北区中之島二丁目三番十八号	平成二十五年一月一日
三洋電機連合健康保険組合	主たる事務所	大阪府守口市金下町二丁目十一番十号	大阪府守口市梅町一番十二号	平成二十五年二月二十六日
中村屋健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区新宿三丁目二十六番十三号	東京都渋谷区笹塚一丁目五十番九号	平成二十五年三月一日
中村屋健康保険組合	従たる事務所	東京都渋谷区笹塚一丁目五十番九号	東京都新宿区新宿三丁目二十六番十三号	平成二十五年三月一日
マルイチ健康保険組合	主たる事務所	長野県長野市若穂川田三千八百番地十一	長野県長野市市場三番地四十八	平成二十五年三月十六日
スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五十番十一号	東京都品川区上大崎二丁目二十五番二号	平成二十五年三月十八日
日本製紙健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	平成二十五年三月二十五日
TDK健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋一丁目十三番一号	東京都港区芝浦三丁目九番一号	平成二十五年四月一日
マツモトキヨシグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区新宿三丁目十七番三号	千葉県柏市柏三丁目二番三号	平成二十五年四月一日
小島健康保険組合	主たる事務所	愛知県豊田市下市場町六丁目二十一番地	愛知県豊田市金谷町七丁目二十番地	平成二十五年四月一日
西日本プラスチック工業健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市西区北堀江一丁目一番二十七号	大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目二番三号	平成二十五年四月一日
パノラマ・ホテルズ健康保険組合	主たる事務所	東京都港区赤坂一丁目十二番二十号	東京都港区虎ノ門五丁目三番二十号	平成二十五年四月十五日
住友スリーエム健康保険組合	主たる事務所	東京都世田谷区玉川台二丁目三十三番一号	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号	平成二十五年四月二十二日

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県村上市桃川字下フツベ沢二八五一の一、二八五一の四、二八五一の九から二八五一の一一まで、字下フツヘ沢二八五一の一二から二八五一の一四まで、二八五一の一六、二八五一の一九から二八五一の二一まで、字小金堀二八五二の一、字大金堀二八五三の一、字論地二八五四の一、二八五四の二、二八五四の四、二八五四の六から二八五四の八まで、字下タ道二八五五の一、二八五五の六、二八五五の九、字峠二八五八の一、二八五八の三、二八五八の四、二八五八の一九、二八五八の二〇、字ボタ坂二八五九の三、字ホタ坂二八五九の二七から二八五九の三〇まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十日

農林水産大臣　林　芳正